

令和6年度（2024年度）第1回東海市協働推進体制づくり検討委員会

日 時 令和6年（2024年）8月9日（金）

午後2時

場 所 東海市役所603会議室（6階）

次 第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 委員紹介【別紙1】
- 4 東海市協働推進体制づくりの概要について【別紙2－1～別紙2－3】
- 5 委員長の選出及び職務代理者の指名
- 6 本市における「協働」の現状・課題等について【別紙3－1】
- 7 意見交換
- 8 その他
 - (1) 第2回東海市協働推進体制づくり検討委員会の開催予定
令和6年（2024年）12月上旬
- 9 閉会

東海市協働推進体制づくりの概要

1 趣旨

第5次総合計画から協働・共創のまちづくりを進めてきている中、少子高齢化や核家族化の進行、生活様式の多様化等により市民ニーズや地域課題は複雑化・高度化している。

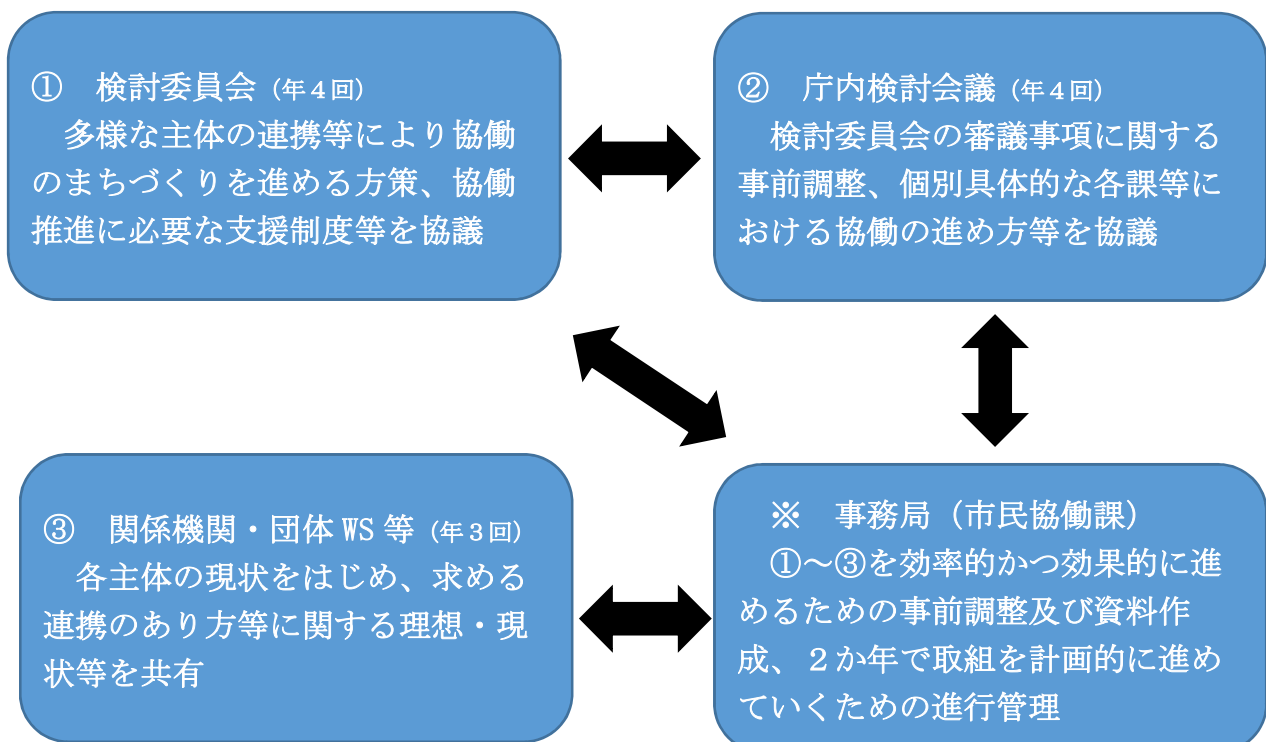
このような中、第7次総合計画で目指すまちづくりの実現に向けて、多様な主体が役割分担するとともに相互の連携強化とネットワークを深化させた推進体制を整備し、さらなる協働のまちづくりを推進するため、東海市協働推進体制づくり検討委員会にて、本市の「新たな協働推進体制」の検討を行う。

なお、協働のまちづくりを推進するための計画や指針等の策定及び施策立案を目的とするものではないが、必要に応じて、検討を行う。

2 東海市協働推進体制づくり検討委員会について

【別紙 2 - 2】東海市協働推進体制づくり検討委員会設置要綱

3 検討体制

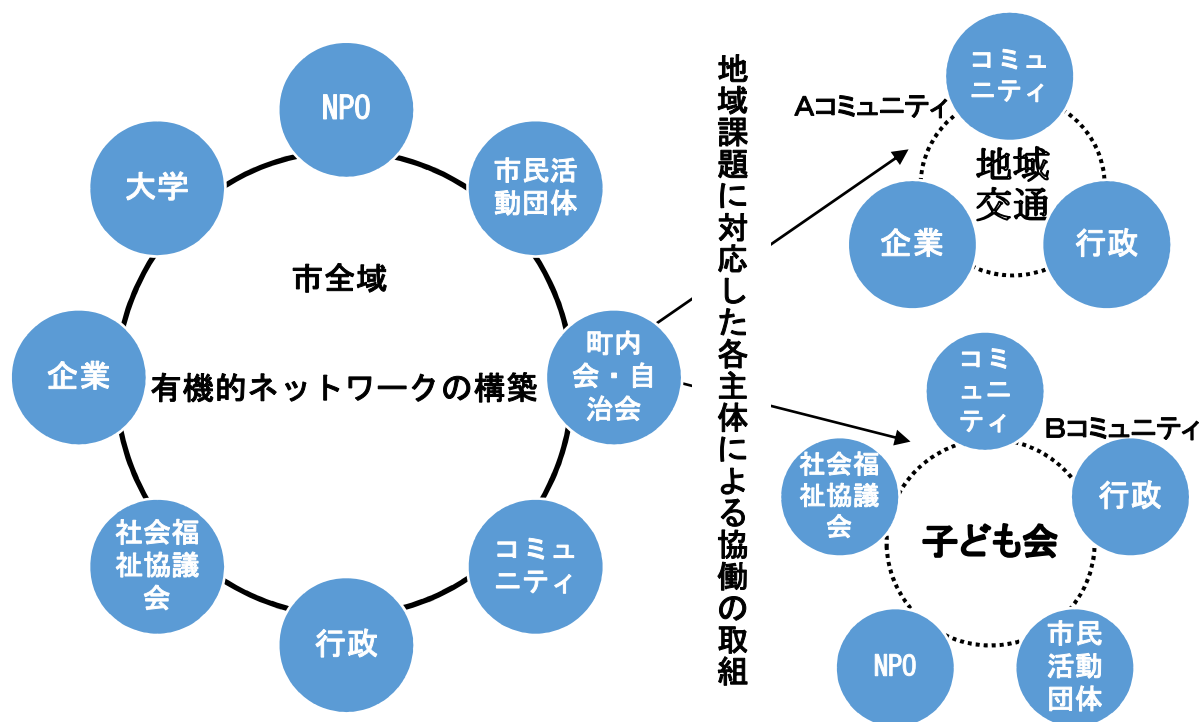


4 協働推進体制を整備するうえでの視点（案）

協働の基本的な考え方をはじめ、多様な主体のネットワーク強化等による協働の推進体制、地域課題の解決に向けたモデル事業の取組過程、ニーズに応じた各種支援制度等を一体的に整理することにより、さらなる協働のまちづくりの推進を目指す。

- (1) 多様な主体間の連携の強化と人材の発掘・確保
- (2) 協働の主体の現状とニーズに応じた各種支援
- (3) 若者・女性・外国人等の多様な人材の参画
- (4) 職員の協働に関する理解と実践力の向上

5 協働推進体制のめざす姿イメージ



6 検討スケジュール

【別紙2－3】東海市協働推進体制づくりのスケジュール（案）

東海市協働推進体制づくり検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 多様な主体が役割分担するとともに、相互の連携強化とネットワークを深化させた推進体制を整備し、さらなる協働のまちづくりを推進するため、東海市協働推進体制づくり検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) まちづくりにおける多様な主体間の協働の推進に関すること。
- (2) 協働のまちづくりの推進に係る支援制度に関すること。
- (3) その他協働のまちづくりの推進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 7 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) NPO 法人、市民活動団体を代表する者
- (3) コミュニティを代表する者
- (4) 商工業者団体を代表する者
- (5) 福祉関係団体を代表する者
- (6) 市内に住所を有する者

3 市長は、前項の規定により市内に住所を有する者のうちから委員を委嘱しようとするときは、東海市審議会等の委員の公募に関する条例(平成 16 年東海市条例第 11 号)の定めるところにより、当該委員の公募を実施するものとする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。ただし、委

員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部市民協働課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月17日から施行する。

東海市協働推進体制づくりのスケジュール（案） 別紙２－３

実施時期		内容等	
R 6 4 月	上旬		
	中旬		
	下旬		
5 月	上旬		
	中旬		
	下旬		
6 月	上旬		
	中旬		
	下旬		
7 月	上旬		
	中旬		
	下旬		
8 月	上旬	□第 1 回 検討委員会	☑委嘱状の交付、会長等の選出、検討体制、検討スケジュール、本市の現状と課題、協働の定義
	中旬		
	下旬	○第 1 回 庁内検討会議	☑検討体制、検討スケジュール、本市の現状と課題、協働の定義
9 月	上旬		
	中旬		
	下旬		

東海市協働推進体制づくりのスケジュール（案） 別紙２－３

実施時期		内容等	
10月	上旬		
	中旬		
	下旬	◇第１回 団体等ワークショップ	☑本市の協働の取組み、団体等の現状・課題等
11月	上旬		
	中旬	◇第２回 団体等ワークショップ	☑指針によって目指す姿、今後の協働の取組みに向けて必要な連携や仕組み等
	下旬	○第２回 庁内検討会議	☑関係機関・団体WSの結果報告、指針によって目指す姿、協働の仕組みづくり
12月	上旬	□第２回 検討委員会	☑関係機関・団体WSの結果報告、指針によって目指す姿、協働の仕組みづくり
	中旬		
	下旬		
1月	上旬	◇第３回 団体等ワークショップ	☑指針によって目指す姿、今後の協働の取組みに向けて必要な連携や仕組み等
	中旬	☆職員等研修	☑これからの本市における協働・共創のまちづくり
	下旬	□第３回 検討委員会	☑関係機関・団体WSの結果報告、指針によって目指す姿、協働の仕組み等
2月	上旬		
	中旬		
	下旬		
3月	上旬	○第４回 庁内検討会議	☑次年度のスケジュール、協働の仕組みづくり、指針の構成（素案）
	中旬	□第４回 検討委員会	☑次年度のスケジュール、協働の仕組みづくり、指針の構成（素案）
	下旬		

東海市協働推進体制づくりのスケジュール（案） 別紙２－３

実施時期		内容等	
R 7 4 月	上旬		
	中旬		
	下旬	◇第４回 団体等ワークショップ	☑協働の仕組みづくり、指針の構成（案）
5 月	上旬		
	中旬	○第５回 庁内検討会議	☑本年度のスケジュール、協働の仕組みづくり、指針の構成（案）
	下旬	□第５回 検討委員会	☑本年度のスケジュール、協働の仕組みづくり、指針の構成（案）
6 月	上旬	◇第５回 団体等ワークショップ	☑協働の仕組みづくり、指針の骨子（案）
	中旬		
	下旬		
7 月	上旬	○第６回 庁内検討会議	☑協働の仕組みづくり、指針の骨子（案）、パブリックコメントについて
	中旬		
	下旬		
8 月	上旬	□第６回 検討委員会	☑協働の仕組みづくり、指針の骨子（案）、パブリックコメントについて
	中旬		
	下旬		
9 月	上旬		
	中旬		
	下旬		

東海市協働推進体制づくりのスケジュール（案） 別紙２－３

実施時期		内容等	
10月	上旬		
	中旬		
	下旬		
11月	上旬		
	中旬		
	下旬		
12月	上旬	△パブリックコメント ○第７回 庁内検討会議	☑指針（案）とパブリックコメント対応
	中旬	□第７回 検討委員会	☑指針（案）とパブリックコメント対応
	下旬		
1月	上旬	●幹部会	☑東海市協働まちづくりの指針策定
	中旬		☑東海市協働まちづくりの指針策定
	下旬		
2月	上旬	☆職員研修	☑東海市協働まちづくりの指針による地域づくり
	中旬	◎市議会 正副議長説明	☑東海市協働まちづくりの指針
	下旬		
3月	上旬		
	中旬	◎市議会 全員協議会	☑東海市協働まちづくりの指針
	下旬		☑東海市協働まちづくりの指針の公表

本市における「協働」の現状・課題等について

1 「協働」の位置づけ

(1) SDGs と「協働」

SDGs (Sustainable Development Goals) 「持続可能な開発目標」は、2015 年に国連総会で採択された、「誰一人取り残さない」ことを理念に 令和 12 年 (2030 年) までに持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標であり、17 の目標と 169 のターゲットから構成されている。

本市における最上位の計画である第 7 次総合計画において、本計画の推進と SDGs における推進の考え方は、ともに地域課題の解決に資することにつながり、大きく関係していると位置付けている。

特に、SDGs の 17 の目標のうち、「目標 11：住み続けられるまちづくりを」及び「目標 17：パートナーシップで目標を達成しよう」という目標は、多様な主体同士が連携して地域課題、社会的課題を解決し、住みよいまちづくりをめざす「協働」の理念と一致する。

【SDGs の 17 の目標抜粋】

**目標11 住み続けられるまちづくりを**

包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

**目標17 パートナーシップで目標を達成しよう**

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

(2) 東海市まちづくり基本条例と「協働」

本市はまちづくりの基本事項を定める東海市まちづくり基本条例を平成 15 年 (2003 年) 12 月に施行し、本条例において、本市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、協働・共創によるまちづくりを推進するための基本的な原則を定めている。

この条例において「協働・共創」とは、市民と市が、それぞれに果たすべき責任と役割を分担し、共に手を携え、相互に補完し、及び協力して進めることと定義している。

(3) 第7次総合計画と「協働」

ア 基本構想の推進における「協働」

本計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成されており、基本構想の推進にあたっては、市民との協働・共創や効率的で効果的な施策の展開により、まちづくりを進め、将来都市像の実現を目指すことを位置付けている。

また、将来都市像を「ともにつながり 笑顔と希望あふれるまち とうかい」として定めており、『ともにつながり』の具体的な将来都市像イメージは、「協働」の理念と一致する。

イ 第7次総合計画－施策10 協働と尊重による地域社会づくりの推進と「協働」

【別紙3 - 2】 施策10 「協働と尊重による地域社会づくりの推進」

2 本市におけるこれまでの主な「協働」の歩み

(1) 地域まちづくりネットワーク事業（平成15年度から）

行政と地域住民が地域の課題の把握に努めながら現地・現場主義により市民生活に密着した市民サービスを提供する事業である。

(2) 東海市立市民活動センターの開設（平成18年4月1日開設）

市民活動の健全な発展及び活性化を図るため、これらの活動を志す団体や個人が、情報収集・交換、学習、交流などを行うことを目的に設立した。

(3) 東海市NPOと行政の協働指針「とうかい協働ルールブック2006」（平成18年10月18日策定）

「NPOと行政が目的を共有し、その成果を出すために共に考え、行動すること」を協働の定義として、NPOと行政が協働を進めていくうえでお互いに守るべきルールを定めることによって市民に責任のもてる効果的な協働を実現することを目的に作成した。

なお、協働の当事者としては、ボランティアグループ・任意団体、特定非営利活動法人（NPO法人格取得団体）及び地縁組織（コミュニティ、町内会・自治会など）とし、市民活動団体を、最大限広く当事者として捉えている。

(4) まちづくり協働推進事業の実施（平成19年度（2007年度）から）

地域課題を解決し、めざすまちの姿を実現させるため、市民活動団体と市の協働により事業効果が高められること期待される事業について、行政及び市民活動団体などのNPOから提案事業を公募し、NPOと市が協働で行う事業である。

なお、平成15年度（2003年度）から平成18年度（2006年度）までは、市内のまちづくり活動を行う団体が提案する事業について公募を行い、優れた事業に対して助成金・補助金を交付する、まちづくり活動支援事業を実施していた。

(5) 職員研修の実施（平成27年度（2015年度）頃から実施）

入庁3年目の職員を対象として実施し、NPOの現場での活動者の話を聞き、市民活動に関する基礎知識やまちづくりの取組みの事例を学ぶ職員研修を実施している。

3 数値や関係団体からの意見等を踏まえた「協働」の現状

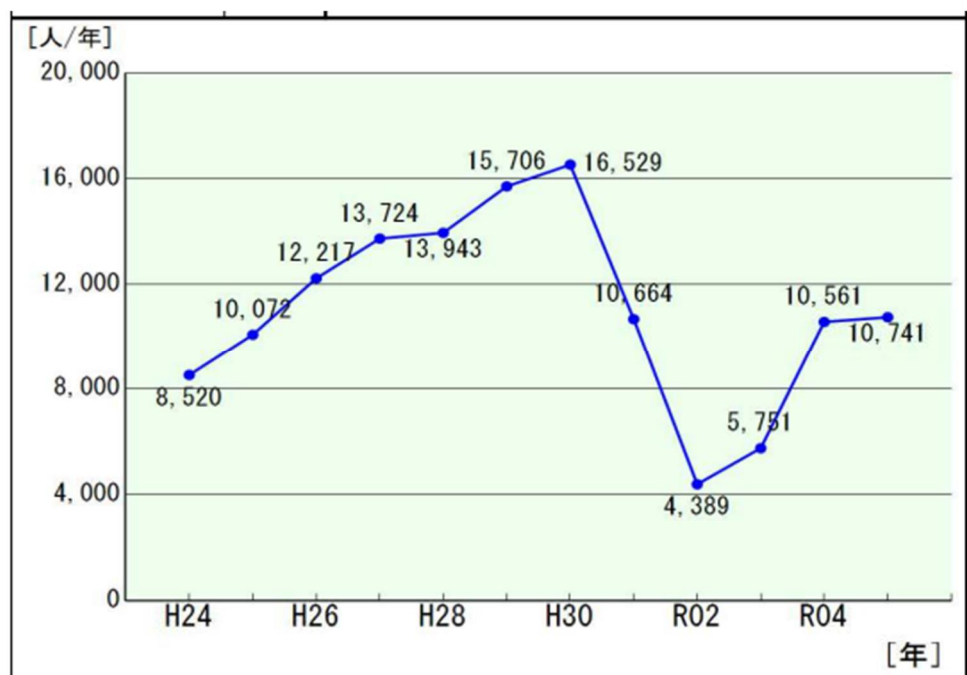
(1) 第6次総合計画の成果指標

ア 施策

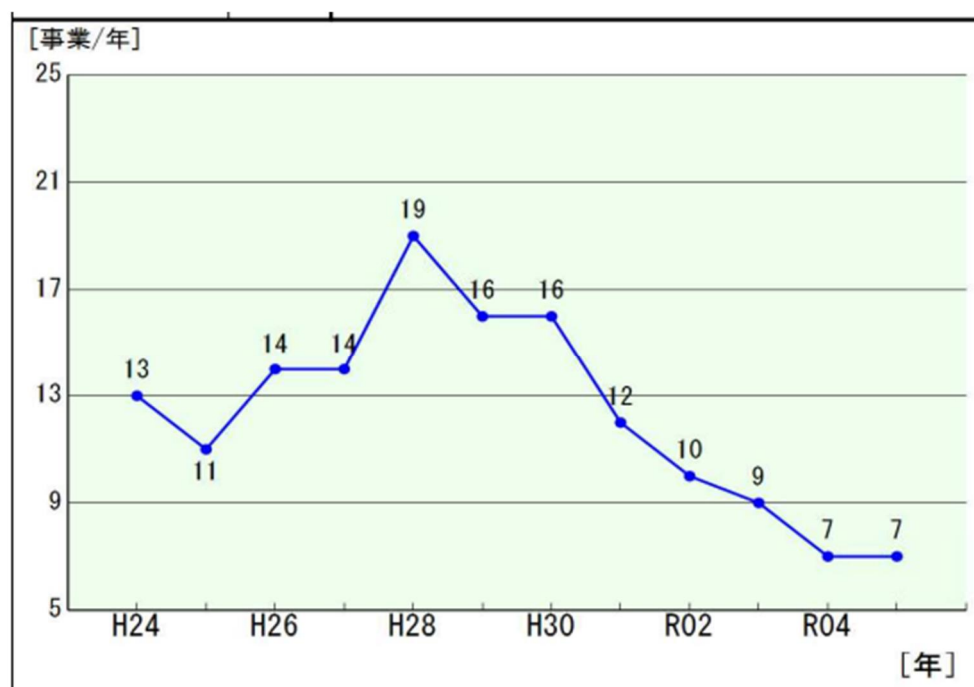
【別紙3-3】35「地域が主役のまちづくりを推進する」

イ 成果指標の推移

(ア) 単位施策35-1「③市民活動センター来館者数（市民活動目的）」



(イ) 単位施策 35-3 「①市と市民団体などが協働で行う事業数」

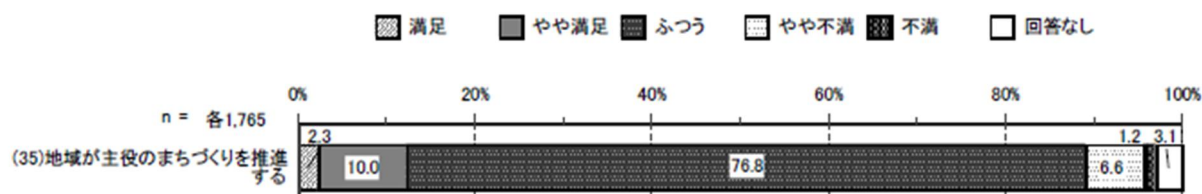


(2) 第7次総合計画策定時の市民意識調査（令和3年（2021年）10月実施）

ア 第6次総合計画における施策の満足度・今後の重要度について

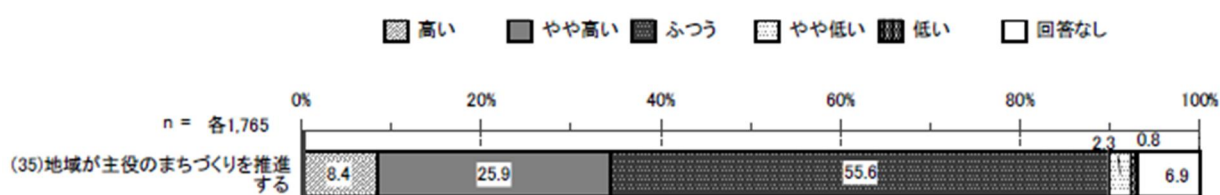
ア 満足度

全38施策中、満足度が高い（満足＋やや満足）は12.3%で第36位、満足度が低い（やや不満＋不満）は7.8%で第31位であった。

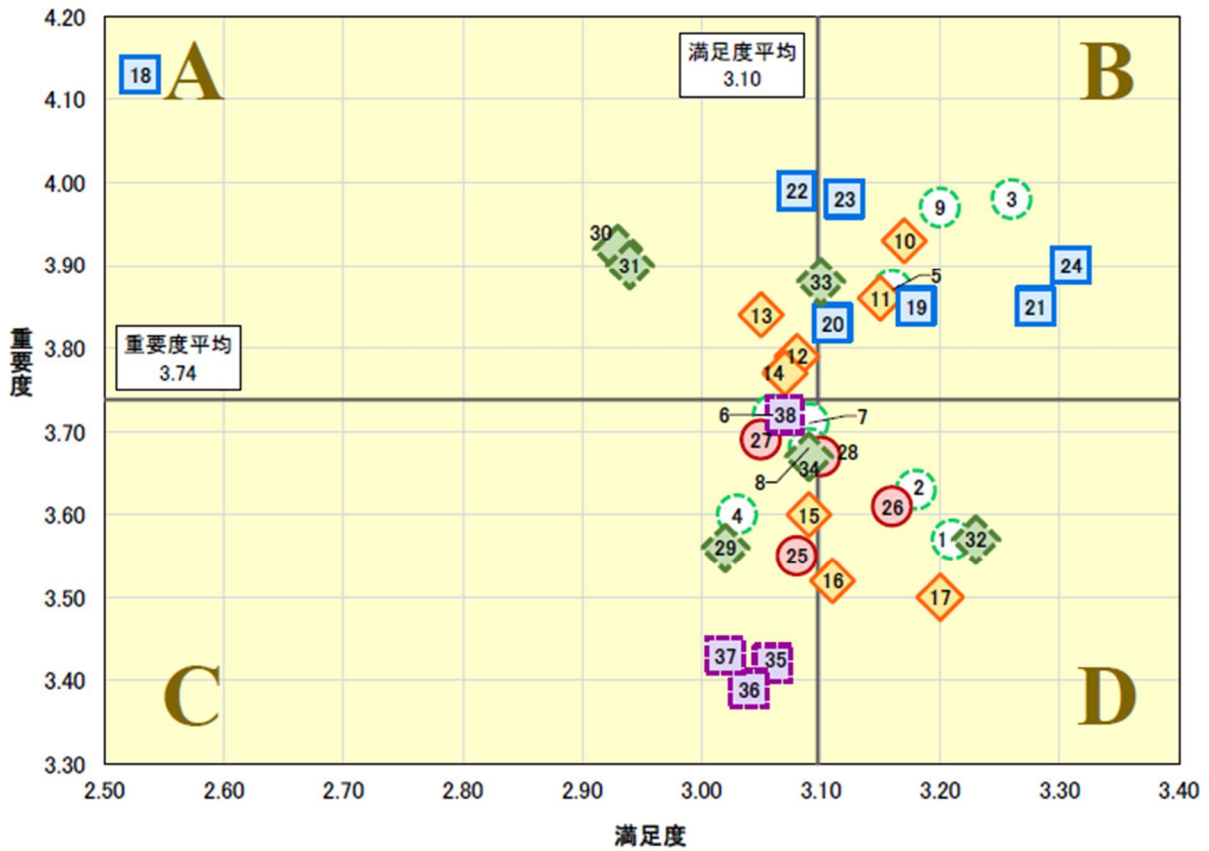


イ 今後の重要度

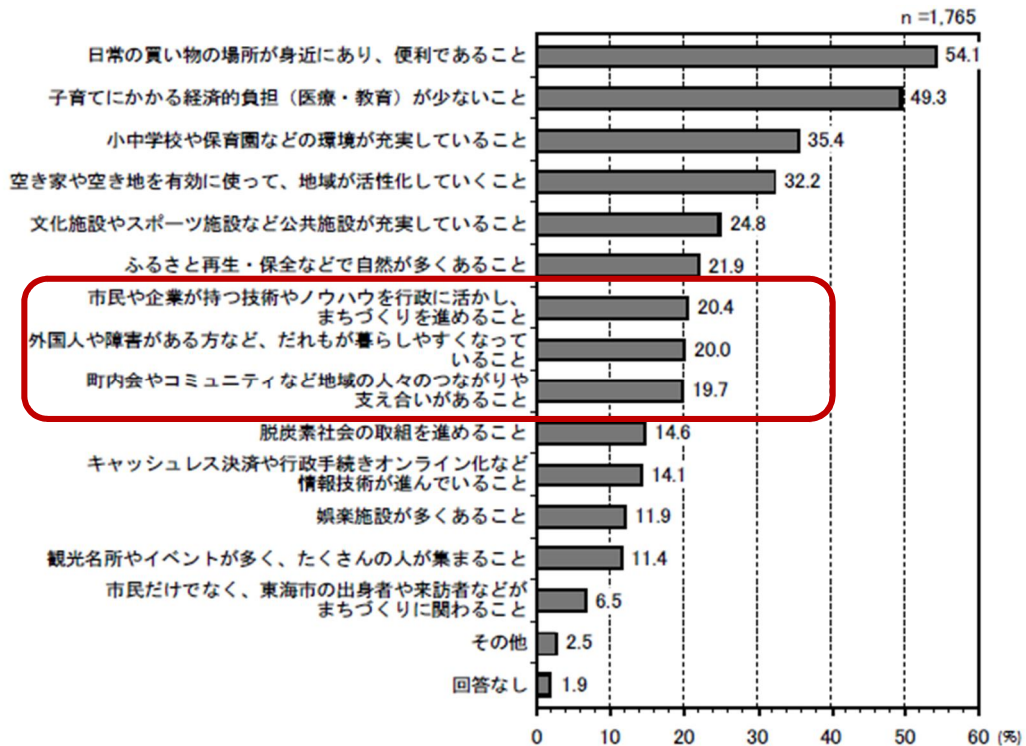
全38施策中、重要度が高い（高い＋やや高い）は34.3%で第37位、重要度が低い（やや低い＋低い）は3.1%で第10位であった。



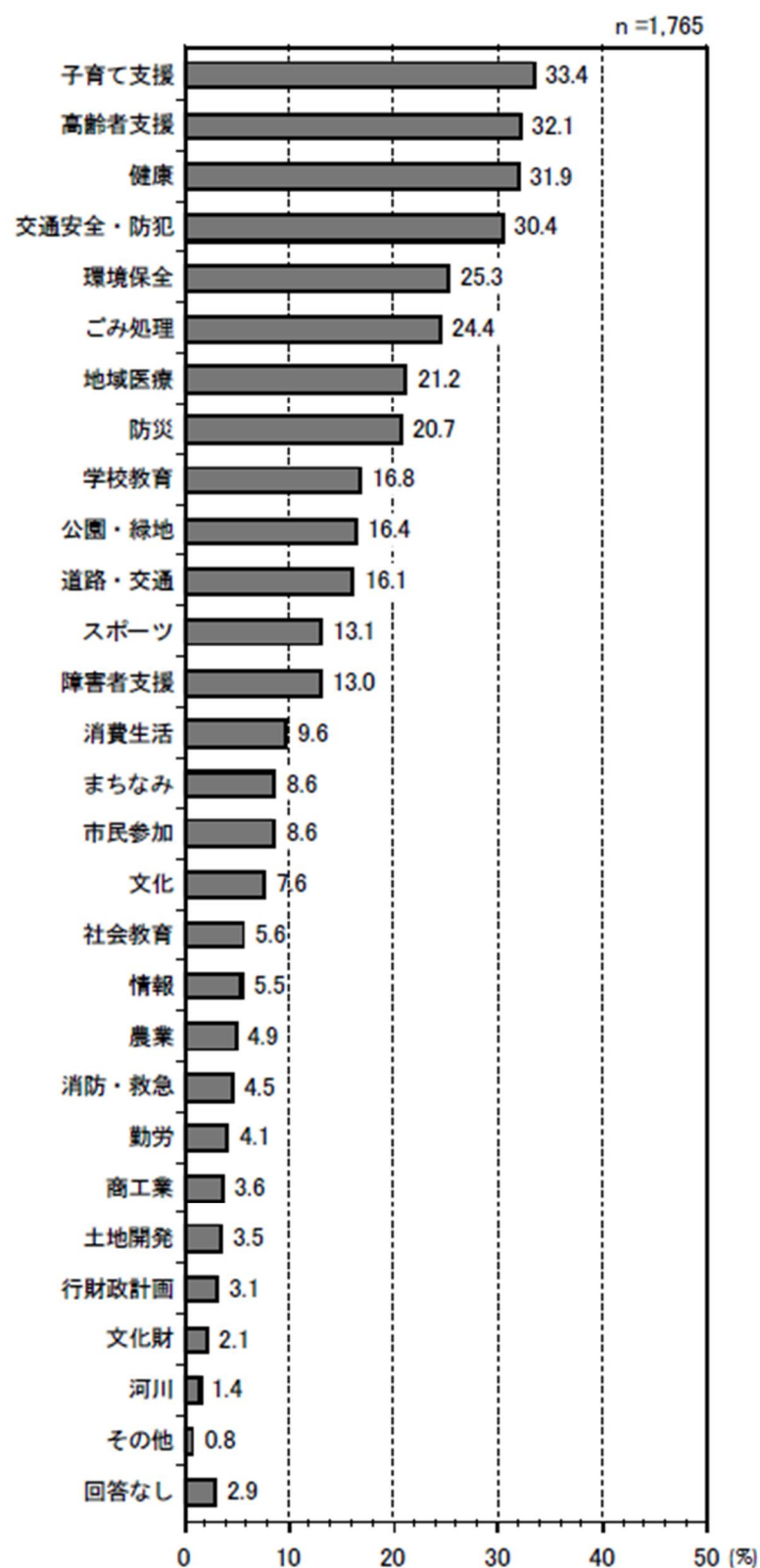
(ウ) 【参考】満足度・重要度の平均ポイントによる散布図



イ 第6次総合計画における施策のほかに、特に大切だと思う施策



ウ 市民が行政と協力してまちづくりを進めることができると思う分野



(3) 第7次総合計画の施策における成果指標

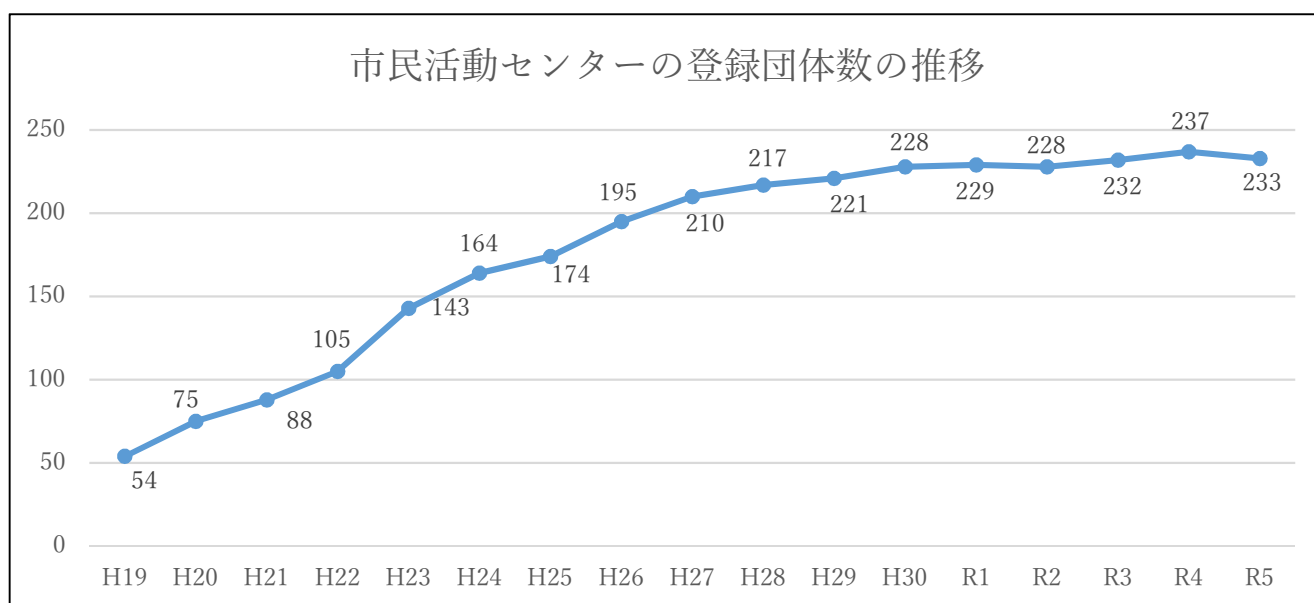
ア 指標一覧

指標名	基準値(令和4年度)	めざそう値	
		5年後(令和10年度)	10年後(令和15年度)
⑫ 住んでいる地域が協働で地域課題の解決に取り組んでいると思う人の割合	35.3%	41.0%	46.6%
⑬ NPO・大学・企業との協働により実施している事業数	62事業/年	65事業/年	70事業/年

(4) 関係機関・団体等からの意見【今後 WS 実施】

(5) その他

ア 市民活動センター登録団体数の推移



イ 町内会・自治会の加入世帯数（令和5年4月1日時点）

24,473世帯（寮を除く）

4 本市における「協働」の課題

本検討会議及び上記3「数値や関係団体からの意見等を踏まえた「協働」の現状」を踏まえ今後整理。

5 協働推進体制づくりの検討における「協働」の定義

(1) 第6次総合計画における「協働」

「地域社会を営む多様な主体が、対等な立場で、目的を共有し、社会課題の解決のために一緒に取り組むこと」を広義としつつ、主に「NPOと行政が目的を共有し、その成果を出すために共に考え、行動すること」と定義。

なお、ボランティアグループ・任意団体及び地縁組織（コミュニティ、町内会・自治会）などについても協働の当事者としていた。

(2) 協働推進体制づくりの検討における「協働」のイメージ（案）

ア 協働の範囲・領域のイメージ

「協働」の定義は、必ずしも明確にすることはできないが、活動の目的・効果に関する「私益」「共益」「公益」の観点から、基本的に公益性を有する活動を対象とする。

ただし、「私益」「共益」「公益」についても明確に区分することはできず、公益性の考え方は、社会環境や時代背景によって変化することから、公益性が意識されている活動も協働の対象とする

なお、これまでの「協働」のイメージは、主にB2) 民間・行政ともに主体となる協働となる協働の内、まちづくり協働推進事業であった。

民間の領域			行政の領域		
A 1) 民間の主体が単独で行う活動	A 2) 民間の主体同士の公益目的のある協働	B 1) 民間が主体となる協働	B 2) 民間・行政ともに主体となる協働	B 3) 行政が主体となる協働	C 行政が単独で行う活動
			←→ 狭義の協働		
←→ 民間単独	←→ 民民協働	←→ 官民協働			←→ 行政単独
←→ 【協働推進体制づくりの検討における「協働」】					
←→ SDGs・東海市まちづくり基本条例・第7次総合計画基本構想の推進における「協働」					

※民間とは、行政以外の主体を指す

イ 協働の形態

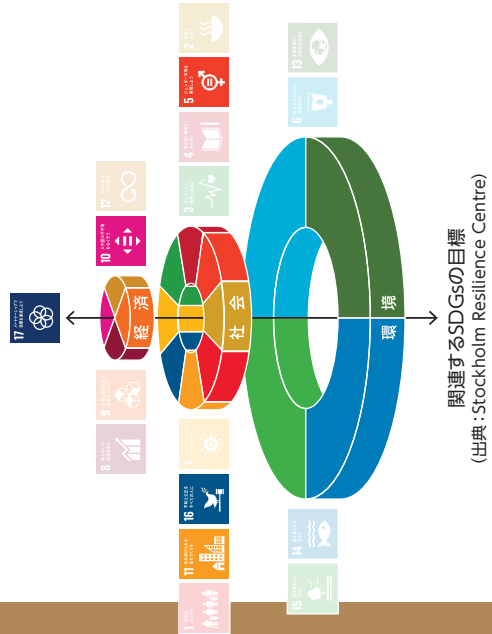
委託（指定管理含む）、補助、実行委員会・協議会、共催、後援、事業協力、情報提供・意見交換等

めざす
まちの姿

3

人と人との絆を育み、
だれもが役割を持ち
支え合っている

施策10
協働と尊重による
地域社会づくりの推進



関連するSDGsの目標
(出典：Stockholm Resilience Centre)

まちづくりを担う多様な主体が、地域課題への対応や地域の
魅力を生かしたまちづくりを進め、それぞれの個性や状況を
理解し、連携・協働しながらともに暮らしています。

- 市民や各種団体などの連携・協働により、コミュニティと行政の地域課題の解決に向けた体制づくりが進んでいます。
- 市民が、町内会・自治会活動をはじめとしたさまざまな地域活動に参加しています。
- 市民が、NPO ※63やボランティアなどの活動に参加し、市民活動が活性化しています。
- だれもが、互いの人権や多様性を尊重し、さまざまな価値観を認め合いながら、ともに暮らしています。

市民と行政が対等な立場で連携・協働することがまちづくりを進めるうえで重要であるため、市民が主体となった活動や各種団体などを支援します。

また、市民、団体、事業者などが協働しながら人権意識を高め、偏見を排除し、多様な文化・価値観を認め合う地域づくりを推進します。

市民・地域・団体・事業者などの役割

市民は、地域活動や市民活動などに自発的に参加し協力するとともに、人種や国籍、性別、年齢、障がいなどの差別をせず相互に認め合うよう努めます。また、地域や団体、事業者は、各地区における地域課題の解決に向けた取り組みと、多様性を尊重し、だれもが活躍できる社会の実現に向けた取り組みの推進に努めます。

○用語の解説
※63 NPO
「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を「特定非営利活動法人（NPO法人）」という。

まちづくり指標

指標名	基準値(令和4年度)	めざそう値	
		5年後(令和10年度)	10年後(令和15年度)
12 住んでいる地域が協働で地域課題の解決に取り組んでいると思う人の割合	35.3%	41.0%	46.6%
13 NPO・大学・企業との協働により実施している事業数	62事業/年	65事業/年	70事業/年

単位施策の構成

単位施策	実施手段	成果指標
10-1 地域運営体制づくりを推進する	コミュニティの自主性や自立性を尊重し、地域の状況に応じた人的・物的・経済的支援を行うことにより、コミュニティの基盤強化を図るとともに、さまざまな分野の地域課題を各種団体などと連携・協働して解決していく仕組みづくりを進めます。	1 コミュニティの活動が活発であると思う人の割合
10-2 地域活動を推進する	町内会・自治会などによる地域活動を支援し、隣近所を中心とした助け合いや支え合いなどを促進するとともに、市民が地域活動に参加するよう啓発活動に努めます。	1 地域活動に参加している人の割合
10-3 市民活動を推進する	NPOや市民活動団体による市民活動を支援するとともに、市民活動センターなどを活用して関係団体などが互いに交流する機会を創出し、ネットワークの形成やそれぞれの特性を活かした団体間連携による活動を促進します。	1 市民活動センター来館者数(市民活動目的) 2 市民活動に参加している人の割合
10-4 多様性を認め合う社会を推進する	性別や障がいなどに対する差別が無く、人権が尊重され、だれもが認め合い、多様な人材が活躍できる社会の実現を目指します。 また、国籍や民族などの異なる人々が互いの「文化的ちがいを認め合い、人のつながりや交流を促進するため、事業者や団体などと連携・協働し、多文化共生 ※64を図る機会の提供や場を創出します。	1 多様性を認め合い、地域でもに暮らしていこうと思う人の割合

○用語の解説
※64 多文化共生
国籍や民族などの異なる人々が、互いの「文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。

めざすまちの姿

35

地域が主役となって、まちづくりを進めている

- まちづくりを担う多様な主体がそれぞれの責任と役割を分担し、また、対等な立場で考え、連携しながら活動しています。
- 地域のことは、地域で決定するなど、自主的な地域活動に取り組んでいます。
- まちづくりや地域づくりに参加する仕組み、機会、組織が充実しており、市民自ら地域の課題解決に向けて、積極的に取り組んでいます。
- 市民ニーズが反映されるなど、市民の視点に立った市政運営が行われています。

まちづくり指標		めざそう値	
現状値 (平成24年度)		5年後	10年後
46	地域活動・市民活動を身近に感じている人の割合	50%	53%

目標実現に向けた役割分担

関わり方(自助・共助・公助の考え方)

市民の役割 ～自助～	地域・団体などの役割 ～共助～	行政の役割 ～公助～
まちづくりや地域づくりに関心を持ち、コミュニティや町内会・自治会などの地域行事に積極的に参加するよう努めます。	地域行事に参加しやすくなるなど、多くの市民が地域活動に関わるよう努めます。また、地域活動を担う人材育成に努めます。	町内会・自治会、市民活動団体などの活動場所の整備や助成などにより、地域活動・市民活動を支援します。また、ワークショップなどで市民との協働によるまちづくりを進めます。



コミュニティ活動



市民活動

用語の解説

- ワークショップ …さまざまな立場の人々が集まって、まちづくりなどのテーマについて自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく手法。

基本方針

市民と市がそれぞれの責任と役割を分担し、また、対等な立場で連携・協働するまちづくりを実現するため、市民が主体となった活動や団体などへの継続的な支援などを進めます。

単位施策

35-1 地域活動・市民活動を推進する

成果指標

- コミュニティ、町内会・自治会、市民活動団体などの自主的な活動を支援します。
また、地域活動・市民活動の拠点となる市民活動センター、地区公民館、市民館の活発な利用を促します。
- ① コミュニティや町内会などの地域行事や活動又は市民活動に参加している人の割合
 - ② 地域や隣同士でのつきあいを大切にしている人の割合
 - ③ 市民活動センター来館者数(市民活動目的)
 - ④ 地区公民館、市民館利用者数(市民活動目的)

主な事業

- 地域まちづくり支援事業
- 町内会・自治会活動支援事業
- コミュニティ活動支援事業

35-2 市民参画を推進する

成果指標

- 市民ニーズを市政運営に効果的に反映させるため、政策立案や事業計画の策定・推進など、さまざまな場面で市民との対話やワークショップの手法を活用するなど、多くの市民がまちづくりに参画する機会を充実します。

主な事業

- 市民参画推進補助事業
- 各種委員の公募

35-3 市民との協働を推進する

成果指標

- 市民と市が地域の課題について、共に考え、活動する「協働型」のまちづくりの実現に向けて、人材育成やまちづくり活動を支援します。

主な事業

- まちづくり協働推進事業